



鳥取県公報

平成 26 年 1 月 10 日 (金)
号外第 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	公の施設の指定管理者の指定 (17) (人権・同和対策課) 2 公の施設の指定管理者の指定 (18) (文化政策課) 2 公の施設の指定管理者の指定 (19) (障がい福祉課) 2 公の施設の指定管理者の指定 (20) (長寿社会課) 3 公の施設の指定管理者の指定 (21) (水・大気環境課) 3 公の施設の指定管理者の指定 (22) (緑豊かな自然課) 3 公の施設の指定管理者の指定 (23) (森林づくり推進課) 4 公の施設の指定管理者の指定 (24) (水産課) 4 土砂災害警戒区域の指定 (25) (治山砂防課) 5 土砂災害警戒区域の図面の変更 (5 件) (26~30) (〃) 5 土砂災害特別警戒区域の指定 (31) (〃) 7 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (2 件) (32・33) (〃) 7
-------	---

告 示

鳥取県告示第17号

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立人権ひろば21	公益社団法人鳥取県人権文化センター 会長 内海 敏 鳥取市扇町21	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

鳥取県告示第18号

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立県民文化会館	公益財団法人鳥取県文化振興財団 理事長 中永 廣樹 鳥取市尚徳町101-5	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
鳥取県立童謡館	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 理事長 林 由紀子 鳥取市西町三丁目202	”
鳥取県立米子コンベンションセンター	公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 理事長 長谷川 泰二 米子市末広町294	”
鳥取県立夢みなとタワー	一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則 鳥取市栄町606	”

鳥取県告示第19号

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園	社会福祉法人鳥取県厚生事業団 理事長 山本 光範 鳥取市伏野2259-43	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
鳥取県立障害者体育センター	〃	〃

鳥取県告示第20号

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立福祉人材研修センター	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 会長 内海 敏 鳥取市伏野1729-5	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

鳥取県告示第21号

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
天神川流域下水道	公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 理事長 長谷川 正敏 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜1517	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

鳥取県告示第22号

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立布勢総合運動公園 (コカ・コーラウエストスポーツパーク)	公益財団法人鳥取県体育協会 会長 油野 利博 鳥取市布勢146-1	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (引地地区を除く。)	一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同 企業体 代表者 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則 鳥取市栄町606	〃
鳥取県立東郷湖羽合臨海公園 (引地地区に限る。)	一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則 鳥取市栄町606	〃
鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館	〃	〃

鳥取県告示第23号

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立とっとり出合いの森	株式会社谷尾樹楽園 代表取締役 谷尾 喜次 鳥取市杉崎470-1	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

鳥取県告示第24号

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港	境港水産物市場管理株式会社 代表取締役社長 大谷 和三 境港市昭和町9-7	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

鳥取県告示第25号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3 土砂災害警戒区域の名称
十王地区（2）、大石地区（3）、上地地区（4）、栃本地区（7）、神護地区（8）、高岡地区（9）、
宮下地区（10）、石井谷地区（82）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第26号

平成19年鳥取県告示第313号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 図面を変更した土砂災害警戒区域
長瀬地区（I-425）
- 2 変更した年月日 平成26年1月10日

鳥取県告示第27号

平成20年鳥取県告示第113号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 図面を変更した土砂災害警戒区域

御経谷川（Ⅰ－１－１－２－２）、岩常川（Ⅰ－１－１－２－３）、笹谷川（Ⅰ－１－１－２－４）、中谷川（Ⅰ－１－１－２－６）、新井谷川（Ⅰ－１－１－２－９）、柳谷川（Ⅰ－１－１－２－１７）、家ノ奥谷川（Ⅰ－１－１－２－２１）、滝谷川（Ⅰ－１－１－２－２２）、大滝谷川（Ⅰ－１－１－２－２３）、清水川（Ⅰ－１－１－２－２４）、清水川（Ⅰ－１－１－２－２５）、宝山谷川（Ⅰ－１－１－２－２６）、矢谷川（Ⅰ－１－１－２－３３）、岩地谷川（Ⅰ－１－１－２－３５）、植ノ田川（Ⅰ－１－１－２－３９）、前田川（Ⅰ－１－１－２－４０）、卯王川（Ⅰ－１－１－２－４２）、上土居川（Ⅰ－１－１－２－４４）、古松尾川（Ⅰ－１－１－２－４７）、松尾川（Ⅰ－１－１－２－４８）、大地戸川（Ⅰ－１－１－２－５１）、谷東谷川（Ⅱ－１－１－２－２）、神垣西谷川（Ⅱ－１－１－２－３）、奥谷川（Ⅱ－１－１－２－８）、中土居川（Ⅱ－１－１－２－１２）、赤尾川（Ⅱ－１－１－２－１３）、穴水川（Ⅱ－１－１－２－１６）、下土居川（Ⅱ－１－１－２－２５）、渡打川（Ⅱ－１－１－２－２９）、神子谷川（Ⅱ－１－１－２－３１）、繁谷川（Ⅱ－１－１－２－３２）、下霜脇川（Ⅱ－１－１－２－３３）、南広西地区（Ⅱ－２０７９）

2 変更した年月日 平成26年1月10日

鳥取県告示第28号

平成23年鳥取県告示第35号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

上荒舟川（Ⅰ－１－１－２－１８）

2 変更した年月日 平成26年1月10日

鳥取県告示第29号

平成23年鳥取県告示第36号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 図面を変更した土砂災害警戒区域

奥谷川（Ⅱ－１－１－２－３４）、ヒバ谷川（Ⅲ－１－１－２－①）

2 変更した年月日 平成26年1月10日

鳥取県告示第30号

平成25年鳥取県告示第289号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 図面を変更した土砂災害警戒区域
澄谷川（I-2-1-7-18）、山田A地区（I-326）、桑原地区（I-342）
- 2 変更した年月日 平成26年1月10日

鳥取県告示第31号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
長瀬地区（I-425）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第32号

平成23年鳥取県告示第37号（土砂災害特別警戒区域の指定について）で指定した土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定に基づき指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称及びその範囲

- (1) 笹谷川 (I-1-1-2-4) 全部
- (2) 上荒舟川 (I-1-1-2-18) 一部

4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第33号

平成25年鳥取県告示第292号（土砂災害特別警戒区域の指定について）で指定した土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定に基づき指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成26年1月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称及びその範囲

澄谷川 (I-2-1-7-18) 全部

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2 (1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称及びその範囲

ア 山田A地区 (I-326) 全部

イ 桑原地区 (I-342) 一部

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所

に備え置いて縦覧に供する。)